神奈川県

2026年11月18日

第179号



かながわ消費生活 注意・警戒情報

大雨など災害に便乗した悪質商法に注意！



大雨や地震などの災害時には、被災地だけでなく、広域にわたって悪質な勧誘が現れる傾向があります。特に、家屋の修理等の点検商法などが増加します。

事例

- 「屋根がずれている、地震の影響かもしれない。点検が必要だ」「ブロック塀も危ない」などと工事を勧められ、高額な工事契約をした。
- 大雨の後の片づけをしていたら、突然訪問してきた業者に「保険を使えば雨どいが無料で修理できる」と言われ不審だ。
- 豪雨で自動車が故障し、インターネット検索で見つけた基本料金が安いロードサービス業者に依頼したが、高額な請求を受けた。



被害に遭わないためのポイント

●**きっぱり断る**：突然訪れた業者は家に入れず「点検は必要ありません！」ときっぱり断る。業者が帰らない、対応に不安を感じたときは警察に連絡。

●**まわりに相談**：工事を勧められても、すぐ契約せず、本当に必要な工事か、家族や信頼できる知人、自治体の相談窓口、加入先の保険会社などに相談。

●**その場で契約しない**：自動車が故障した場合には、まずは契約している損害保険会社に問合せ。
作業（工事）の見積り、作業内容の説明を求め、その場での契約や支払いはしない。



契約に関するトラブルについては、**消費生活センター**にご相談ください。

消費者ホットライン
トラブルで困ったときはお電話を！
局番なし いやや 188番

LINE 国民生活センター公式LINE はこちら▶▶▶

ご自由にコピー・回覧していただき、消費者被害の未然防止にお役立てください。
まとまった部数が必要な場合は、事前に消費生活課（045-312-1121）へお問合せください。

神奈川県くらし安全防災局くらし安全部消費生活課 発行

「消費者トラブル解決ナビ」をご活用ください！

国民生活センターが今年９月に開設したウェブサイト「消費者トラブル解決ナビ」では、消費者トラブルの解決方法を探したり、全国の消費生活相談窓口を確認することができます！

消費者トラブルで困ったら、ぜひご活用ください！

消費者トラブル解決ナビ



国民生活センター
「消費者トラブル解決ナビ」

◆悪質な訪問販売に注意！～注意喚起シールやチラシを配布中～

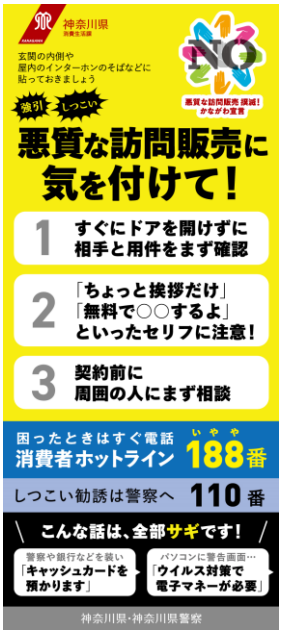
悪質な事業者は、**「無料点検します」**などと言って**高齢者宅などを訪問**し、「早く工事をしないと危ないですよ！」などと**不安をあおることを言ったり**、**断っても強引に勧誘を続けたり**して、**不要な契約を迫ってきます。**

県では、**悪質な訪問販売**から**ご自身や家族を守る**ため、玄関の内側や屋内のインターホンのそばに貼れる**注意喚起シールや啓発用のチラシを配付**しています。

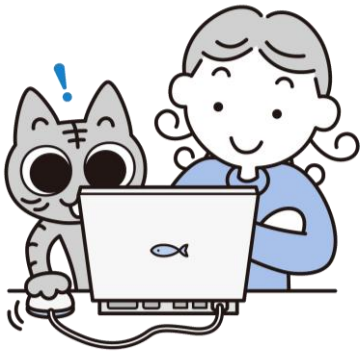
ご希望の方は、お問い合わせください！

【問合せ先】
神奈川県消費生活課指導グループ　：　045-312-1121（代表）

※県ホームページから、シールやチラシのデータをダウンロードできます。
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/sengen/contents2.html



＜注意喚起シール＞



◆「悪質商法目安箱」を設置しています！

県では、事業者からの**不当な勧誘**や**広告表示**に関する**情報を受け付けています。**

不当な勧誘や**広告表示**があれば、県ホームページの**「悪質商法目安箱」**に情報をご提供ください。

神奈川県　悪質商法目安箱　検索

神奈川はチームで勇退！ NO

困ったときは、
一人で悩まず
地元市町村の
消費生活相談窓口へ

くらし安全防災局
くらし安全部消費生活課
相談第二グループ
かながわ中央消費生活センター

消費生活課 HP　X（旧 Twitter）

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2　電話：045-312-1121（代表）/ FAX：045-312-3506